

士別市社会福祉協議会役員及び評議員並びに、評議員選任・解任委員会委員
の報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、士別市社会福祉協議会役員及び評議員並びに、評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬範囲及び報酬年額)

第2条 定款第18条に規定する役員及び、定款第6条に規定する評議員、並びに定款第7条第2項に規定する委員について、報酬を支給する。

(1) 会長の報酬を年額 120,000 円とする。ただし、その額を月割等により支給することができる。

(2) 会長に就任し、又は、退任したときの報酬は、月割り計算によって支給する。

(3) 会長、常務理事を除く役員及び評議員並びに委員が、公務のために旅行したとき、又、市内における会議、若しくは公務の都合で職務に従事したときは、次により報酬を支給する。

ア 報酬の支給に係る日の職務に従事した時間が、4時間未満の場合の報酬額は、2,000円とする。

イ 報酬の支給に係る日の職務に従事した時間が、4時間以上の場合の報酬額は、4,000円とする。

附 則

この規程は、平成17年 9月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

この規程は、平成29年 5月31日から施行する。